3 成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況

(要旨)

(1) 成果重視事業に係る政策評価の審査

成果重視事業は、成果目標 (Plan) -予算の効率的執行 (Do) -厳格な評価 (Check) -予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるため の取組の一つであり、平成 18 年度予算から創設されたものである。

総務省では、平成 21 年度に行われた 13 府省 43 件の成果重視事業に係る政策評価について審査を実施し、その結果を 21 年 12 月 3 日に関係機関に通知するとともに、公表した。

審査結果では、一部の目標の内容が明らかにされていないなど、政策評価として備えるべき事項が評価書で明らかにされていない評価(11 府省 18 件 25 事項)がみられたことから、「今後の課題」として、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を提起した。そして、審査結果の通知に当たり、当該 11 府省に対し、審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、今後の成果重視事業に係る政策評価に取り組むとともに、当該課題の指摘に係る評価書を修正するなど所要の改善措置を講ずるよう要請を行った。

(2) 審査結果に基づく改善措置状況の把握・整理

政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を 指摘した 11 府省の 18 件 (25 事項) の政策評価について、審査結果通知後の当 該府省における改善措置状況を把握するため、平成 22 年 1 月に 11 府省に対する 照会を行い、その結果を整理した。

審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、政策評価として備えるべき事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、 又は今後評価書が修正される予定である政策評価は、6府省(内閣府、公正取引委員会、総務省、外務省、厚生労働省及び経済産業省)の7件(9事項)である。

また、特に目標の達成度合いの判定方法・基準が評価書で明らかにされていない 12 件の政策評価については、評価の段階で判定方法・基準が定められておらず、現時点における評価書の修正は困難な状況にあるとして、平成 22 年度の評価に向けた実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとされている。

(説明)

(1) 成果重視事業に係る政策評価の審査

成果重視事業は、成果目標 (Plan) -予算の効率的執行 (Do) -厳格な評価 (Check) -予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるための

取組の一つであり、「モデル事業」(注1)を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして平成18年度予算から創設されたものである。成果重視事業については、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものとして、事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム(国民生活にとっての成果)に着目した目標を設定するなどとされている。

総務省では、平成21年度に行われた13府省43件(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の成果重視事業に係る政策評価について審査を実施し、今後の課題を提起した。審査結果は、平成21年12月3日に関係機関に通知するとともに、公表した(注2)。

(注1) モデル事業については、

- ① i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
 - ii) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
 - ii)目標期間は1~3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること
 - の三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力 化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする
- こととされている。また、モデル事業の事後評価については、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている。
- (注2) 成果重視事業に係る政策評価についての審査結果の詳細については、総務省のホームページ(下記アドレス)を参照

http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html

(点検項目に沿った審査の結果)

成果重視事業に係る政策評価の一層の質の向上と、それを通じた成果重視事業としての実効性を確保する観点から、平成21年度に13府省が実施した成果重視事業に係る政策評価43件について、以下①から⑥までの具体的な点検項目に沿って、政策評価として備えるべき水準の達成状況を個別に審査した。その結果、以下のとおり、すべての点検項目において、政策評価として備えるべき事項が評価書で明らかにされていない評価がみられた。

① 点検項目:目標の内容が明らかにされているかどうか。

2 府省(法務省及び外務省)の2件において、一部の目標の内容が明らかにされていない。

② 点検項目:目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。

3府省(外務省、経済産業省及び防衛省)の4件において、目標の全部又は一部について、目標設定の考え方が明らかにされていない。

③ 点検項目:手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。

1 府省(防衛省)の1件において、手段と目標の因果関係が明らかにされていない。

④ 点検項目:目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。

6 府省(内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、環境省及び防衛省)の 12 件において、どのような場合に目標を達成したとするかの判定方法・基準が 明らかにされていない。

⑤ 点検項目:予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。

4府省(内閣府、公正取引委員会、総務省及び厚生労働省)の4件において、 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について明らかにされていない。

⑥ 点検項目:目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策 が明らかにされているかどうか。

2 府省(内閣府及び警察庁)の2件において、目標達成が芳しくない原因及び その改善方策が明らかにされていない。

(今後の課題)

点検結果を踏まえ、「今後の課題」として、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を提起した。当該課題の対象は、11 府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、環境省及び防衛省)の18件(25事項)の政策評価である。

そして、平成 21 年 12 月 3 日に審査結果を関係機関に通知するに当たり、上記 11 府省に対し、審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、今後の成果重視事業に係る政策評価に取り組むとともに、当該課題の指摘に係る評価書を修正するなど所要の改善措置を講ずるよう要請を行った。

(2) 審査結果に基づく改善措置状況の把握・整理

政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある旨を指摘した 11 府省の 18 件(25 事項)の政策評価について、審査結果通知後の当該府省における改善措置状況を把握するため、平成 22 年 1 月に 11 府省に対する照会を行い、その結果を整理した。本報告の取りまとめ時点における改善措置状況は、図表 I-3 のとおりである。

審査結果で提起した今後の課題を踏まえ、政策評価として備えるべき事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定である政策評価は、図表 I - 3 のとおり、6 府省(内閣府、公正取引委員会、総務省、外務省、厚生労働省及び経済産業省)の7件(9事項)である。

また、特に「目標の達成度合いの判定方法・基準」については、判定方法・基準が評価書で明らかにされていない 12 件すべてが、評価の段階で判定方法・基準が定められていなかった。このため、これら 12 件の関係府省では、現時点における評価書の修正は困難な状況にあるとして、平成 22 年度の評価に向けた実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとしている。

図表 I - 3 成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況 (11 府省 18 件 25 事項)

	政 策 名	政策評価として備えるべき事項についての 点検項目に係る指摘事項						
府省名		目標の 内容の 明確化	目標設定の考え方の明確化	手段と 目標の 因果関係 の明確化	目標の達成判と基本の明確化	予の化化てた明確 ・に得効・ ・に得効・ ・はの ・に得効・ ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は	目がなの析の定策化標芳い原及結しの成く合分そ策方確	
内閣府	経済財政政策関係業務 システムの最適化				•	0	0	
公正取引 委員会	法令遵守意識の向上				•	0		
警察庁	オンライン利用促進の ための環境整備						*	
金融庁	金融庁業務支援統合システムの開発				•			
	公認会計士試験に係る コンピュータ・システ ムの構築				•			
総務省	職員等利用者認証業務 の業務・システム最適 化事業				•			
	文書管理業務の業務・ システム最適化事業				•			
	共同利用システム基盤 の業務・システム最適 化事業				*			
	電子契約システムの構 築のためのシステム開 発等		_	_	•			

	恩給業務の業務・シス テム最適化				*		
	政府認証基盤最適化事業				•	0	
法務省	地図管理業務・システ ムの最適化事業	*					
外務省	領事業務の業務・シス テムの最適化	0	0				
厚生労働省	監督・安全衛生等業務 の業務・システムの最 適化					0	
for the street NV, etc.	地域医療情報連携シス テムの標準化及び実証 事業		0				
経済産業省	健康情報活用基盤構築 のための標準化及び実 証事業		0				
環境省	個体識別措置推進事業				•		
防衛省	統合気象システム統合 開発		*	*	•		

- (注) 1 上記 11 府省への照会結果に基づき当省が作成した。
 - 2 網掛け部分は、指摘事項に該当しないことを表す。
 - 3 「○」は、当該事項を明らかにするため、本報告の取りまとめ時点において、既に評価書が修正された、 又は今後評価書が修正される予定であることを表す。

「※」は、今後は指摘事項を踏まえ評価書を作成する旨が示されたことを表す。

「◆」は、特に「目標の達成度合いの判定方法・基準の明確化」について、平成 22 年度の評価に向けた 実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとされていることを 表す。